



2024年4月26日

各位

会社名 株式会社 コ ア  
代表者名 代表取締役 横山 浩二  
社長執行役員  
(コード番号：2359 東証プライム市場)  
問合せ先 取締役専務執行役員 神山 裕司  
最高財務責任者  
電話番号 03-3795-5111

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を2024年6月25日開催予定の当社第55期定時株主総会に提案することについて決議しましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 提案の理由

- 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、剰余金の配当（中間配当）ができるよう現行定款第41条2項を削除し、変更案第42条（剰余金の配当の基準日）を新設するものであります。
- 上記のほか、変更に伴う条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2024年6月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2024年6月25日（予定）

以上

別 紙（定款の変更内容）

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
<p>（剰余金の配当等）</p> <p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</p> <p><u>2 当社の剰余金の配当は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に支払う。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第42条（条文省略）</p>	<p>（剰余金の配当等）</p> <p>第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることができる。</p> <p>（削除）</p> <p><u>（剰余金の配当の基準日）</u></p> <p>第42条 <u>当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2 当社の剰余金の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p><u>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>第43条（現行どおり）</p>